

災害医療対策事業等実施要綱

第1 災害拠点病院整備事業

1 目的

この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域災害医療センターをいう。以下同じ。）を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。

- (1) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

2 事業の実施主体

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 設置方針

- (1) 基幹災害医療センター
原則として各都道府県に一か所設置するものとする。
- (2) 地域災害医療センター
原則として二次医療圏に一か所設置するものとする。

4 事業内容

- (1) 災害拠点病院として、必要な施設を整備するものとする。
 - ア 病棟（病室・集中治療室等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数発生時に対応可能な居室等及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
 - イ 診療に必要な施設は耐震構造であること。
 - ウ 電気等の生活必需基盤の維持機能
 - エ 基幹災害医療センターにおいては、災害医療の研修に必要な研修室
 - オ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。
やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。

(2) 災害拠点病院として、必要な診療設備等を整備するものとする。

ア 広域災害・救急医療情報システムの端末

イ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備

ウ 患者の多数発生時用の簡易ベッド

エ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等備

第2 地震防災対策医療施設耐震整備事業

1 目的

この事業は、医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震防災対策又は土砂災害の防止のための対策の強化・推進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 医療施設耐震化施設整備事業

平成7年に施行された地震防災特別措置法第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の開設者とする(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)

(2) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

平成10年度に建設省より実施された「災害弱者関連施設に係る土砂災害緊急点検調査」(平成10年9月3日建設省河砂発第44号、建設省河傾発第62号通知)において調査対象となった、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所又は土砂災害注意区域若しくは危険地域等の範囲を外れる場合でも土砂災害の影響が及ぶ可能性があるとして認められる地域に所在する医療施設の開設者とする(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)

3 事業内容

(1) 医療施設耐震化施設整備事業

補助対象医療施設に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

(2) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

補助対象医療施設に対して行う下記に掲げる整備とする。

ア 外壁の補強

イ 防護壁の設置

ウ その他土砂による災害の防止に必要な施設整備

第3 医療施設耐震整備事業

1 目的

この事業は、医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

(2) 構造耐震指標である I_s 値が0.3未満の建物を有する病院の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

補助対象医療施設に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

4 交付条件

構造耐震指標である I_s 値が0.3未満の建物を有する病院の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

第4 NBC災害・テロ対策設備整備事業

1 目的

この事業は、NBC（核・生物剤・化学剤）災害及びテロの発生時において、医療機関による円滑な医療活動が実施できるよう、災害・救急医療提供体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県の医療計画等に基づき、都道府県若しくは都道府県知事の要請を受けた救命救急センター、災害拠点病院であって厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする。

3 事業内容

NBC災害の被害者の診断等に必要な次の機器を救命救急センター、災害拠点病院

に整備する。

- (1) 表面汚染測定器、線量率測定器及び線量測定器
- (2) 化学防護服、防毒マスク等の防護用品
- (3) 簡易毒劇物検査キット
- (4) 除染設備
- (5) 化学物質中毒解析機器
- (6) 携帯型生物剤検知装置又は携帯型生物剤捕集器

第5 医療施設耐震化促進事業

1 目的

この事業は、各医療機関における耐震診断に要する経費を補助することにより、耐震診断の実施を促進し、設置者に対する医療施設の耐震化への意識を高めることにより、安全性の向上と震災時における医療体制の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

耐震化整備が未実施な救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

3 事業内容

- (1) ア 「建築物の耐震改修の促進に関する法律第三条の規定に基づく特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」（平成7年12月25日建設省告示第2089号）
イ 財団法人日本建築防災協会刊行の「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」のいずれかに基づき耐震診断を行うものとする。
- (2) コンクリート強度調査を実施するものとする。

4 報告義務等

耐震強度不足と診断された医療機関については、診断結果報告書を受けてから6月以内に各都道府県を經由のうえ、医政局指導課長宛に中長期的な改善計画書を提出すること。（任意様式）

第6 DMAT事務局等事業

1 目的

この事業は、DMATの技能維持、資質の向上を図ると共に、地震等大規模災害発生時には、厚生労働省、被災都道府県等とDMATの運用調整等を実施する。また、災害医療の専門家が、速やかにヘリコプターにより被災地に出動し、被災地の医療に係る被害状況を把握し、被災都道府県や消防機関等の関係機関と連携し、情報の共有を図ることにより、迅速かつ適切な医療の確保を図ることを目的とする。

2 補助対象

独立行政法人国立病院機構災害医療センター（以下「災害医療センター」という。）とする。

3 事業内容

(1) DMAT事務局事業

ア 災害医療センターは、DMAT事務局を設置するものとし、

(ア) 平常時は、日本DMAT検討委員会の運営、日本DMAT隊員養成研修及び統括DMAT研修の企画、DMAT技能維持研修の企画及び実施、DMAT隊員の管理（新規DMATの登録及び隊員登録証の更新を含む）等

(イ) 災害発生時は、被災都道府県との連絡調整、被災都道府県内の災害拠点病院との連絡調整、全国のDMAT隊員への情報提供、活動するDMAT隊員への支援等

を行うものとする。

(2) 医療調査ヘリコプター運営事業

ア 原則として、以下の場合に実施するものとする。

(ア) 東京23区内で、震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以外の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合

(イ) 大津波（高さ3メートル以上）が発生した場合

(ウ) 東京捜索救難区で、客席数50以上の航空機（外国籍を含む。）の墜落事故が発生した場合

(エ) 厚生労働省の要請又は被災地の被害状況等から本事業を実施する必要があると災害医療センターが判断した場合

イ 出動範囲は、原則として全国とし、災害医療センターから直接ヘリコプターにより被災地に出動することが困難な場合は、必要に応じ被災地の最寄りの運航会社の離発着場まで空路、鉄道等を使用して移動した上でヘリコプターを使用するものとする。

ウ 本事業に使用するヘリコプターについては、被災地の状況により、必要に応じ、患者、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）等の搬送にも使用でき

るものとする。

エ ヘリコプターの出動及び搬送については、災害医療センターの判断により行われるものとする。

オ 被災地においては、被災都道府県等の災害対策本部との連携の下、医療に係る被害状況の把握、被災都道府県への医療提供体制の確保やDMAT派遣要請に係る助言、派遣されたDMATの指揮、消防等関係機関との調整等を行うものとする。

カ 本事業の実施に際し、災害医療センターは随時、厚生労働省へ情報を提供しなければならない。

キ 本事業においては、必要に応じてヘリコプターを使用して実地訓練を行うものとする。

ク 本事業の実施に当たっては、あらかじめ運航会社とヘリコプターの優先的提供等に関する協定を締結するものとする。

第7 防災訓練等参加支援事業

1 目的

この事業は、毎年「防災の日」（9月1日）に大規模地震を想定して実施される広域医療搬送実働訓練や武力攻撃事態等の突然発生する事態に際して的確かつ迅速に国民保護のための措置を実施するために行われる訓練など国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等へのDMATの参加を促進することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県からDMAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び都道府県とする。

3 事業内容

(1) 国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等へDMATが参加するものとする。

(2) 訓練等への参加に当たっては、厚生労働省から協力依頼を受けるものとする。

第8 DMAT活動支援事業

1 目的

この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMATが、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県からDMAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。

3 事業内容

- (1) DMATの派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。
- (2) 厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMATの派遣要請ができる。
- (3) 本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法第33条による支弁を優先するものとする。

第9 DMAT訓練事業

1 目的

この事業は、DMATが地方ブロックごとに実災害を想定した訓練を実施し、平常時より他機関との地域の特性を勘案した出動体制、災害現場活動等について連携強化を図ることを目的とする。

2 補助対象

都道府県

3 事業内容

- (1) 地方ブロックごとに協議した上で、災害訓練を実施する都道府県を決定する。
- (2) 決定された都道府県において、地方ブロック内のDMATが自衛隊、消防機関、警察等と連携して災害訓練を行うものとする。

周産期医療対策事業等実施要綱

第1 周産期医療対策事業

1 目的

この事業は、診療体制の整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

(1) 周産期医療協議会の設置

ア 都道府県は、関係行政機関、医療関係団体等をもって構成する周産期医療協議会を設置するものとする。

イ 周産期医療協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の実情に応じて検討及び協議を行うものとする。

(ア) 周産期医療体制に係る調査分析に係る事項

(イ) 周産期医療体制整備計画に関する事項

(ウ) 母体及び新生児の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）に関する事項

(エ) 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに関する事項

(オ) 周産期医療情報センター（周産期救急情報システムを含む。）に関する事項

(カ) 搬送コーディネーターに関する事項

(キ) 地域周産期母子医療センターその他の地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所（以下、「地域周産期医療関連施設」という。）等の周産期医療関係者に対する研修に関する事項

(ク) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項

なお、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターについては、次の「4 周産期医療体制整備に係る基本方針」においてこれを定める。

(2) 周産期医療ネットワーク事業

ア 都道府県は、周産期医療の運営に必要な情報の収集を行い、周産期医療体制整備の効果的な推進を図る。また、総合周産期母子医療センター等に、周産期医療情報センターを設置し、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と通信回線等を接続し、周産期救急情報システムを運営するものとする。

イ 周産期医療情報センターは、次に掲げる情報を収集し、関係者に提供するものとする。

(ア) 周産期医療に関する診療科別医師の存否及び勤務状況

(イ) 病床の空床状況

(ウ) 手術、検査及び処置の可否

(エ) 重症例や産科合併症以外の合併症による母体救急患者の受入れ可能状況

(オ) 救急搬送に同行する医師の存否（迎え搬送の可否等）

(カ) その他地域の周産期医療の提供に関し必要な事項

ウ 情報収集・提供の方法

電話、FAX、コンピューター等適切な方法により情報を収集し、関係者に提供するものとする。

エ 地域周産期医療関連施設等からの問い合わせに対して医療技術並びに適切な受入施設の選定、確認及び回答等の情報提供を行う。

オ 救急医療情報システムとの連携

周産期救急情報システムについては、救急医療情報システムとの一体的運用や相互の情報参照等により、救急医療情報システムと連携を図るものとする。また、周産期救急情報システムと救急医療情報システムを連携させることにより、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設、救命救急センター、消防機関等が情報を共有できる体制を整備することが望ましい。

(3) 相談事業

都道府県は、周産期医療情報センター等に専門相談員を配置し、地域周産期医療関連施設等からの相談に応じるとともに、医療専門情報誌やパンフレット等を用いた普及啓発を図るものとする。

(4) 周産期医療関係者研修事業

ア 都道府県は、地域周産期医療関連施設等の医師、助産師、看護師、搬送コーディネーター、NICU入院児支援コーディネーター（以下、「支援コーディネーター」という。）等に対し、地域の保健医療関係機関・団体等と

連携し、総合周産期母子医療センター等において必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得させるため、到達目標を定め研修を行うものとする。

イ 到達目標の例

(7)周産期医療に必要とされる基本的な知識及び技術の習得

(1)緊急を要する母体及び新生児に対する的確な判断力及び高度な技術の習得

ウ 研修の内容の例

(7)産科

a 胎児及び母体の状況の適切な把握と迅速な対応

b 産科ショックとその対策

c 妊産婦死亡とその防止対策

d 帝王切開の問題点

(1)新生児医療

a ハイリスク新生児の医療提供体制

b 新生児関連統計・疫学データ

c 新生児搬送の適応

d 新生児蘇生法

e ハイリスク新生児の迅速な判断

f 新生児管理の実際

g 退院後の保健指導、フォローアップ実施方法等

(ウ)その他

a 救急患者の緊急度の判断、救急患者の搬送及び受入ルール等

b 他の診療科との合同の症例検討会等

(5) 周産期医療調査・研究事業

ア 都道府県は、イに掲げる事項について調査し、この調査結果に基づきウに掲げる事項について研究を行うものとする。また、この調査及び研究の結果について、都道府県は、住民に公表するとともに、周産期医療協議会に報告し、周産期医療体制の整備に係る検討に活用するものとする。

イ 調査事項

(7)母子保健関連指標（必要に応じて妊娠週数別）

(1)医療資源・連携等に関する情報

(ウ)その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項

ウ 研究事項

(7)母体及び新生児の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入を含む。）に関する現在の問題点並びに改善策

(1)周産期救急情報システムの効果的な活用方法及び周産期救急情報システ

ムと救急医療情報システムとの連携方法

- (ウ)産科合併症以外の合併症を有する母体への救急医療等における周産期医療に関する診療科間の連携体制
- (エ)周産期医療に関する医療圏間の連携体制（県域を越えた広域の連携体制を含む。）
- (オ)地域周産期医療関連施設等の周産期医療関係者に対する効果的な研修
- (カ) その他周産期医療体制の整備に関する必要な事項

(6) NICU入院児支援事業

ア 都道府県は、新生児集中治療室（以下「NICU」という。） 、NICUに併設された回復期治療室（以下「GCU」という。）等に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るため、支援コーディネーターを配置する。

イ 支援コーディネーターの業務は以下のとおりとする。

(ア) 必須の業務

NICU、GCU等の長期入院児の状況把握及び現在入院中の医療機関と望ましい移行先（他医療施設、療育施設・福祉施設、在宅等）との連携・調整、在宅等への移行に際する個々の家族のニーズに合わせた支援プログラムの作成並びに医療的・福祉的環境の調整及び支援、その他望ましい療育・療養環境への移行に必要な事項を行う。

(イ) 支援コーディネーターは、必要に応じ、移行後の緊急時に備えた救急医療機関・専門的医療機関との連携を行う。

ウ 支援コーディネーターは、新生児医療、地域の医療施設、訪問看護ステーション、療育施設・福祉施設、在宅医療・福祉サービス等に精通した看護師、社会福祉士等が行うものとする。

(7) 搬送コーディネーター事業

ア 都道府県は、医療機関相互の連携を強化するため、受入妊婦・新生児の病状に応じた専門病院等の搬送先を調整・確保するため「搬送コーディネーター」を総合周産期母子医療センター、周産期医療情報センター、救急医療情報センター等に配置する。

イ 搬送コーディネーターの業務は以下のとおりとする。

(ア) 医療施設又は消防機関から、母体又は新生児の受入施設の調整の要請を受け、受入医療施設の選定、確認及び回答を行うこと。

(イ) 医療施設から情報を積極的に収集し、情報を更新するなど、周産期救急医療情報システムの活用推進に努めること。

(ウ) 必要に応じて住民に医療施設の情報提供を行うこと。

(I) その他母体及び新生児の搬送及び受入れに関し必要な事項

4 周産期医療体制整備に係る基本方針

都道府県における周産期医療体制の整備に当たっては、平成22年1月26日医政発0126第1号厚生労働省医政局長通知「周産期医療の確保について」の別添2「周産期医療体制整備指針」（以下「整備指針」という。）に従い、周産期医療供給体制の現状、今後の周産期医療需要の推移等地域の実情を十分勘案しつつ、関係者の意見を十分踏まえた上で作成される周産期医療体制整備計画に基づき行うものとする。

第2 小児医療施設整備事業

1 目的

この事業は、小児疾患、新生児疾患の診断、治療を行う医療施設を整備し、地域における小児医療水準の向上に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 整備基準

(1) 施設

小児医療施設として診療棟、小児専用病棟、NICU等必要な部門を設けるものとする。

(2) 設備

ア 小児医療施設として必要な医療機器等を整えるものとする。

イ NICUを設置する場合には、同室について24時間診療体制を確保するとともに、必要な職員を配置するほか、次の設備を整えるものとする。

(ア) 新生児用呼吸循環監視装置

(イ) 新生児用人工換気装置

(ウ) 保育器

(エ) その他新生児集中治療に必要な設備

(3) 小児総合病院

ア 小児専用病棟の病床数は、おおむね100床以上とすること。

イ 小児科、小児外科又は外科のほか、小児の総合的な診療に必要な診療科を設置するとともに次の設備等を原則として備えるものとする。

(7) プレイルーム、学習室及び家族の控え室の設置。

(イ) 病棟への保育士の配置。

ウ 上記のほか、病室について1人当たりの十分な面積を確保するなど児童の療養環境の整備に努めること。

第3 周産期医療施設整備事業

1 目的

この事業は、妊婦のうち特に危険度の高い者を対象として、出産前後の母体、胎児及び新生児の一環した管理を行う母体・胎児集中治療管理室（以下「MFICU」という。）を整備することにより、専門的な周産期医療体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 運営方針

(1) 周産期医療施設は、産科医療施設等からの転送患者を受け入れるものとする。

(2) 周産期医療施設は、原則としてNICUを併設するものとする。

4 整備基準

(1) 周産期医療施設は、切迫早産、前期破水等母体疾患又は胎児疾患等により搬送された母体、胎児の集中治療を行うために必要な診療機能とともに、収容のための病床を有するものとする。

(2) 周産期医療施設は、24時間診療体制を確保し、MFICUを運営するために必要な職員を配置するものとする。

(3) 施設及び設備

ア 施設

周産期医療施設として必要な周産期専用病棟(MFICUを含む。)を設けるものとする。

イ 設備

(7) 周産期医療施設として必要な医療機器等を整えるものとする。

(イ) MFICUには、次の設備を整えるものとする。

a 分娩監視装置

- b 呼吸循環監視装置
 - c 超音波診断装置
 - d その他母体・胎児集中治療に必要な設備
- (ウ) 医師の管理のもとに母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸装置等の医療器械を搭載したドクターカーを、整備することができるものとする。

第4 周産期母子医療センター運営事業

1 目的

- (1) この事業は、周産期母子医療センターへの補助として、整備指針に従い作成される周産期医療体制整備計画に記載された周産期母子医療センターの診療機能、病床数及び過酷な勤務状況にある医師、看護師等の確保や処遇改善等に必要な周産期母子医療センターの充実強化について迅速かつ着実に推進することを目的とする。
- (2) 周産期母子医療センターにおいて、産科、小児科、麻酔科、救急医療の関連診療科（脳神経外科、循環器内科、心臓血管外科等）を有し、救命救急センターを併設し、必要な設備人員を備え、24時間体制で受け入れる体制を整えることにより、産科合併症以外の合併症に対する対応の強化を目的とする。
- (3) 搬送受入促進事業は、妊婦・新生児の受入を促進するため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターにおいて、開業医等の協力を得て、夜間、休日等に近隣の医師等が勤務し、妊婦・新生児の受入の促進を図ることを目的とする。
- (4) 必要に応じ、麻酔科医を確保するものとする。
- (5) 必要に応じ、臨床心理士等の臨床心理技術者を確保するものとする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、整備指針に従い策定される周産期医療体制整備計画に基づき指定又は認定された周産期母子医療センターを対象とする（ただし、独立行政法人、国立大学法人を除く。）。

なお、MFIICU、NICU、GCUのいずれかの病床が実質稼働または稼働を予定をしている場合に限る。

3 運営方針

整備指針及び周産期医療体制整備計画に定めるところによる。

4 整備基準

整備指針及び周産期医療体制整備計画に定めるところによる。

第5 新生児医療担当医確保支援事業

1 目的

この事業は、医療機関におけるNICU（診療報酬の対象となるものに限る。）において、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者を対象とする。

3 運営方針

以下の要件を満たすもの又はこれに準ずるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものを対象とする。

就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し、NICUに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当医手当等）について明記していること。

なお、個人が開設する病院においては、開設者本人への手当の計上が会計上困難であることから、雇用する新生児医療担当医に対する手当への支給について、雇用契約等に明記しているなど、各都道府県知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

第6 地域療育支援施設

1 目的

この事業は、NICUやGCUに長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児（以下、「NICU等長期入院児」という。）について、在宅療養等との間に中間施設として地域療育支援施設を設置することにより、NICU等の満床の解消を図るとともに在宅療養等への円滑な移行を促進することを目的とする。

2 実施主体

地域療育支援施設運営事業の実施主体は、都道府県、市町村、公的団体及び

厚生労働大臣が適当と認める者を対象とする。

地域療育支援施設整備事業の実施主体は、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者を対象とする。

3 運営方針

- (1) 地域療育支援施設は、NICU等長期入院児が円滑に在宅医療等へ移行し、家族とともに生活をしていく上で必要な知識・技術を取得するための訓練等を行うものとする。
- (2) 地域療育支援施設は、人工呼吸管理、栄養管理、呼吸理学療法を含むリハビリテーション、必要に応じて感染・輸液管理を行うために必要な診療機能を有するものとする。
- (3) NICU等長期入院児の在宅医療等への移行及びその後又は同等の援助が必要な小児が自宅等で急性増悪したときに常時受け入れる体制を整備するものとする。

4 整備基準

- (1) 地域療育支援施設は、原則として以下の常勤職種から構成される医療チームを設けること。

ア 小児科医師（小児神経科医師が望ましい。）

イ 看護師

ウ 理学療法士（小児専任が望ましい。）

エ 社会福祉士（ソーシャルワーカー）

オ 臨床心理士等の臨床心理技術者

カ 臨床工学技士

ただし、看護師は当該施設内専従とするが、その他は院内兼務でも可とする。また臨床心理士等の臨床心理技術者は非常勤でも可とする。

- (2) 呼吸管理に習熟した小児科医が常時院内にいること。
- (3) 施設責任者は日本小児科学会指導医等であること。
- (4) 訪問看護施設と連携ができていること。
- (5) 施設・設備

専用病床を2床以上（10床以内）有すること

地域療育支援施設として必要な呼吸管理を行うための医療機器（病床分の人工呼吸器、呼吸・循環モニター及び酸素・空気・吸引の中央配管）等及び家族がスムーズに在宅医療等へ移行できるように家族同室で指導できる個室を備えるものとする。

第7 日中一時支援事業

1 目的

この事業は、NICU等長期入院児の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者の労力の一時支援を目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者を対象とする。

3 運営方針

- (1) 在宅等に移行したNICU等長期入院児等を保護者の要請に応じて、一時的に受け入れるものとする。
- (2) 人工呼吸管理、栄養管理、呼吸理学療法を含みハビリテーション、必要に応じて感染・輸液管理を行うために必要な診療機能を有するものとする。

4 整備基準

- (1) 以下の常勤職種から構成される医療チームを有すること。
 - ア 小児科医師（呼吸管理に習熟した小児科医を含む）
 - イ 看護師
 - ウ 小児に精通した理学療法士
 - エ 臨床工学技士ただし、院内兼務でも可とする。
- (2) 訪問看護施設と連携ができていること。
- (3) 施設・設備
呼吸管理を行うために医療機器（病床分の人工呼吸器、呼吸・循環モニター及び酸素・空気・吸引の中央配管）等を備えるものとする。